

# 田中稲城と帝国図書館の設立

〔研究ノート〕

有 泉 貞 夫

まえがき

〔解題と史料〕

I 牧野伸顕宛田中稲城書簡

II 帝国図書館設立ノ議

## まえがき

田中稲城（安政3—大正14）は国立国会図書館の前身である帝国図書館の初代館長、明治21年図書館研究のため欧米に留学し、帰国して帝大教授とともに東京図書館長を兼ね、日清戦後に帝国図書館設立に尽力し、明治30年帝国図書館官制施行から大正10年まで館長の職にあった。

田中の事績については故竹林照彦氏が昭和17年『図書館雑誌』36巻3号の「田中稲城一人と業績」で新聞・雑誌記事、官報等により、かなり詳細にあとづけている。さらに竹林氏は同年の『図書館雑誌』6・7・9号に「田中稲城著作集」と題して田中の意見書草稿、外国図書館事情調査報告などの関係資料を、また10号の「諸家の書翰を通して見たる帝国図書館—田中稲城に寄せられたる」で外山正一ら11人から田中に宛てられた書簡22通を紹介掲載している。このなかには帝国図書館設立時の文部次官であった牧野伸顕のぶあきが田中に宛てた書簡4通がふくまれている。牧野は大久保利通の二男、明治・大正・昭和三代にわたり文教・外交・宮中の要職を歴任し日本近代政治史に大きな足跡をのこした人物で、その資料は「牧野伸顕関係文書」として国立国会図書館憲政資料室に所蔵され、これまで

にも多くの研究に利用されて来た。

ところで、この文書中にさきに竹林氏が紹介した田中宛牧野書簡に対応する牧野宛田中稲城書簡8通が含まれている。さきの牧野書簡の紹介によって帝国図書館設立に牧野が文部次官の位置にあったというに止まらない熱意をもっていたことが窺われ、竹林氏も「有体に云って予は牧野伯がかくまでに帝国図書館のため、図書館事業のために尽されたとは夢にも想像しなかった」と記しているが、今回本稿に紹介する牧野宛田中書簡8通もすべて帝国図書館設立に関する内容のものである。

牧野と田中は帝大の前身である開成学校和漢文科の同窓生で、牧野はその『回顧録』のなかで「田中はその時分から図書館に関心を持ち、図書館を研究する為に海外にも留学して大に図書館の事業に貢献する準備をして居ったが終に機会を得ずに終った<sup>注(1)</sup>」と惜しんでいる。田中書簡のほか「牧野伸顕関係文書」中に含まれている「帝国図書館設立ノ議」「東京図書館ノ近状並其拡張」など3点の資料もこの日の目を見ずに終った田中の帝国図書館構想を知る上に貴重な史料だと思われる。これは竹林氏が紹介し、また『上野図書館80年略史』にも収録されている既知の「帝国図書館

注(1) 牧野伸顕『回顧録』I巻 259p

館設立案」などと多くの部分は共通するが、田中構想の問題点を考える上に見落すことの

できない異同もあるので、若干の解題を附し書簡とともに紹介したいと思う。

## 解 題 と 史 料

### I 牧野伸顕宛田中稲城書簡

#### 〔解題〕

#### 1. (明治29年12月26日)

最初の書簡は牧野次官の下命もあって作成した帝国図書館設立説明書の印刷ができ、牧野のもとに届けた際の添書。この説明書は、あとでその内容について検討する「帝国図書館設立案」B案のことである。明治29年12月という時期から見て第10帝国議会図書館予算上提に備えてのPRの意味をもって印刷されたと見られる。これに対して年が明けて明治30年1月5日、牧野から田中に

拝呈、旧冬御送附被下候図書館の印刷物正ニ拝受致候、右ハ夫々配附致候積ニ有之、大ニ便宜ヲ得申候、尤モ右ハ図書館長ノ調査として参考の為配布可致、御合置得御意候と返事が送られている(竹林氏紹介資料。以下引用する田中宛書簡はすべて竹林氏が紹介した『図書館雑誌』36巻10号所収のものである)。

#### 2. (30年3月23日)

はじめに図書館予算通過に当っての牧野の尽力に対する感謝が述べられている。周知のように明治29年の第9議会で貴衆両院とも「帝国図書館ヲ設立スルノ建議案」が提出採択され、そのあと田中・牧野は予算獲得に懸命に奔走した。牧野の『回顧録』はこの間の事情をつぎのように語っている。「図書館は国民の大学ともいふべきもので、これからも大いに利用されることだろうし、又その需要も高まることと思うが、私の次官時代にその必要を感じて予算に就て度々大蔵省と折衝した

ことがある。併し先方ではなかなか聞き入れないので、一時は少し上の方から話をして貰ったら利き目があるのではないかと思ひ、大隈さんの所へ行って声援を頼むと、それは尤もだと云って大いに賛成して呉れたが、大隈さんのことなので実際には何もして呉れなかった。併し大蔵次官の田尻稲次郎に何度か会って居るうちに、しまいに根負けがしたと云って予算の一部を承認して呉れた」。

かくして第10議会で提出された予算は経常費で文部省所管第4款諸学校及図書館支出金のうち第16項東京図書館として金2万円、臨時費で第5款帝国図書館創立費第1項新営費金4万円であった。

衆議院では蜂須賀文相が予算案の説明のなかで触れただけでとくに問題にはならなかったが、貴族院予算委員会では久保田譲・船越衛らから経常費の4,000円削減説がだされた。牧野は原案維持のために奮闘し、つぎのように述べている。

○政府委員(牧野伸顕君)是ハ図書館ノ経常費デアリマス、即チ内外ノ出版物書籍雑誌等ヲ買ヒマス費用ガ其重要ナモノデゴザイマス、從來ハ八千円余リノ経常費デアリマシタガ本年ハチヨット数ノ上カラ倍ノヤウニナツテ居リマスケレドモ、是マデハ其昼ノ間ダケ從覽ヲ許シテ居ッタノデアリマスケレドモ随分其多数ノ人ガ書籍ノ便利ヲ得タメニ夜間モ開設シテ貰ヒタイト云フ希望モアリマス、ソレデサウ云フコトモ此度拡張致シテ夜モ矢張開イテ置クコトニ致シマシタ、ソレト此図書雑誌ナドハ是マデノ経費ハ実ニ微々タルモノデゴザイマシテ海外ノ新ナル此學術

注(2) 牧野『回顧録』1巻258頁

此地位ニ於テ、俸給を極大ニ其心算  
 ノ如ク一帝國図書館長格ヲ授ケルニ就  
 ンルヲ希望スル事ヲ望ムル也  
 現在在任ノ如何ニテモ、尙一考トシ  
 ンモ、頭等ノ地位ニ至ラズ、但將來地位  
 有テ、他テ、アノ地位ニ至ラズ、其地位  
 如何ニテ、其地位ノ人ヲ招致シ、其  
 地位ヲモ、極大ニ其心算ノ如ク、一  
 帝國図書館長格ヲ授ケルニ就ンルヲ  
 希望スル事ヲ望ムル也  
 三月廿三日 田中編城

田中編城書簡(6ページ史料2の後半部分)

上ノ書籍ナドヲ悉ク其買入レマスコストガ出来  
 マセス、誠ニ其小数ノ冊子デモ購読致スコト  
 ガ出来ヌヤウナ次第デアリマシテ、其帝國図  
 書館ノ職掌ハ尽シテ居ラナカッタノデ、ソレ  
 ラ此度漸ク是レダケニ増額致シマシタノデア  
 リマス、是レデモマダ中々帝國図書館ノ体面  
 ヲ保ツコトハ出来マセス、何処ノ国ノ図書館  
 ノ経費ニ較ベマシテモ極ク少額ニ過ギマセヌ  
 ノデ、今日ノ此世間ノ総テノ事業ノ発達上カ  
 ラ較ベマスルト僅カニ二万円ノ経常費ヲ以テ  
 維持スル所ノ図書館ト云フモノハ実ニ恥カシ  
 イ次第デアリマス、ソレヲ削減シヤウナドト  
 云フコトニナリマシテハ、モウ断然同意スル  
 コトハ出来マセヌ訳デアリマス。<sup>注(3)</sup>

このような牧野の尽力に感謝をのべたあと  
 で、つぎの課題である「図書館官制改正」と  
 くに館長の処遇について年来の主張を披歴し  
 ている。田中は国立図書館長は外国では頗る  
 名誉の地位で俸給も書記官長・各省市局長(い  
 ずれも勅任官)の上俸であること、我東京図  
 書館の場合、今でこそ自分ごときものが任に  
 あるが「将来ハ碩学鴻儒ノ占有スベキ地位」

と相成るべきであり、この拡張の機会にせ  
 めて直轄学校長(高校・高師・各専門学校  
 長、高等官3等で2等一勅任官に昇進でき  
 る)同等に改正をもとめている。そしてさら  
 に自分がその任にあって云いにくい「将来  
 此地位ハ有望ノ地デアル」ことを官制上取り  
 ぬ「青年有為ノ人ヲ招致シ碩学鴻儒ヲモ優待」  
 できるようにしてほしいと切々とうたえて  
 いる。

3. (30年7月22日)

牧野は30年5月25日付で駐伊公使に転出し  
 た。しかしこのあとも田中は牧野にあてて図  
 書館問題とくに帝國図書館建設用地選定問題  
 の経過を逐一知らせている。用地が上野公園  
 に決定するまでの曲折は「帝國図書館敷地選  
 定ノ沿革誌」(明治38・11・6読売新聞掲載)に  
 経過が書かれ『上野図書館80年略史』(以下  
 『略史』とする)の記述もこれによっている  
 が、ここに紹介する田中書簡により、帝國図  
 書館建設問題がおかれていた状況と田中のそ  
 れへのかかわりあいをより具体的に知ること  
 ができる。

文部省は外山正一・菊池大麓・辰野金吾・

注(3) 第10帝國議會貴族院予算委員会速記録第11号(3月13日)18~9頁

注(4)

久留正道・田中稲城を帝国図書館設計委員に任命し敷地選定と設計について審議を進めた。

田中がもっとも希望していたのは陸軍教導団跡地（現警視庁所在地）であった。しかし内務省の承認が得られず、この書簡に見るように小松宮邸（駿河台）文部省所在地（竹橋）九段牛ヶ淵公園が委員会で候補に上げられた。しかし前二者は交渉の結果むずかしく、狭いが他に適当の地を廉価に得ることもできないので牛ヶ淵で我慢するより外ないとイタリヤへ出発前の牧野に書送っている。これに対して牧野は教導団跡地を属僚だけの交渉であきらめず閣議に持出して頑張るよう田中を励まし、次の返書を寄せている。

御書面拝読仕候、図書館位置ノ義未定ニ属シ、為めに事業遅延ノ段ハ甚ダ心痛之次第ニ御座候、教導団跡ハ内務ノ方不折合ノ趣如何ニ遺憾ニ奉存候、図書館ハ独リ文部ノ事業ニ無之、國家貴重ノ記録図書ヲ保存する責務ニ有之候間、内閣ノ問題として提出相成度、閣議ノ上にて否決相成候は致方無之候へ共、唯々両者ノ僚属間ノ論争にて決定するは甚ダ永遠ノ策ニ無之、何卒文部大臣より閣議ヲ請はれ候様致度、三千坪ヲ割与致候ても官省建築ニハ決して差支無之患考仕候、委員諸氏より此議建言ノ運びに至らず候哉、御高見相何度 勿々敬白（7月23日）

4. (30年7月27日)

牧野が問題を閣議に持出すよう勧めたのにたいし、田中は到底その見込がないこと、田中が懸命に図書館の意義「国家論」を説いて頑張っても事務当局は取合わず、設計委員会

注(4) 菊池大麓——文部省高等学務局長・次官(明治30年) 東京帝大総長(明治31年) 外山正一——貴族院議員・東京帝大総長・文相(明治31年) 辰野金吾——東京帝大工科大学長(明治31年) 久留正道——文部省技師・帝国図書館設計建築担当者

さえも乗気ではない悲観的な様子を伝えている。

5. (31年3月5日)

まえの書簡から半年あと、ローマの牧野にあて、その後の用地問題の成行、今後の見透をこの書簡で詳細に語っている。

牛ヶ淵は狭いことで浜尾前文相が反対、二重橋前も宮城警備のため駄目、はじめに考えた教導団跡地も文相（西園寺公望）の余程の尽力が必要だが期待はできず、ぐずぐずしていれば井上馨蔵相の「縮小主義」で建築そのものが延期・停止にもなりかねない。だから自分も前説を翻し、ひと先ず牛ヶ淵に第1期工事費32万円のできるだけの建物を作ってしまう、後日100万円以上の予算の見込がついて大建築にかかれるときには、牛ヶ淵の建物は Branch Library か Town Library にしたいとの見透しを語っている。

帝国図書館建設をめぐる情勢は悪化していた。財源難による日清戦後経営の行づまりと極東情勢の緊迫による軍備拡張への一層の圧力は、明治30年代前半の政治的争点となる地租増徴と行政整理を日程にのぼせ、これをめぐって第二次松方内閣の倒閣から1年の間に伊藤・大隈・山県と31年には3度内閣の更迭を見た。徹々たる図書館建築費も不急の事業として何時削られるかわからない状況となっていた。このなかで、やっと日の目を見た帝国図書館建設を遂行しようとする田中の苦衷がこの書簡から如実にうかがわれる。

6. (31年3月15日)

前便の痛歎のあまりの言辞をはじめに詫びたあと、はかばかしくないその後の成行を伝え、2,3年延期したらとも思うが「然ル時ハ議會ヨリアペコバニケンツクデモ食ヒ候様ノ事ハ有之間敷哉心痛此事ニ御座候」と語り、

この書簡ではじめて上野増築案が顔をのぞかせている。

### 7. (31年12月初旬)

用地はまだ決まらず、しかも政変つづきで1年の間に文部省は5人の大臣を送り迎え、ことは一向に進まない心痛を伝えている。上野公園やむなしの気色は濃厚となり、その配置図をのせているが、なお薩閥の実力者樺山資紀の文相就任を迎え、はじめに狙った教導団跡地への望みを託している。しかし予算未使用をとがめる大蔵省の圧力はもはやこれ以上時を待たなくしていた。

これに対し牧野はローマから田中を励まし、留学帰りの樺山の息子愛輔からも文相に図書館の意義を説いてもらうよう奨めている。

### 8. (32年9月18日)

しかし、田中の努力も遂に報いられなかった。牧野文書中の最後の書簡は樺山文相の尽力も空しく遂に上野に決定し「美術学校ト相並ニテ公園ノ美観ニ致候外無之事ニ相成申候」と無念な結末をしらせている。

#### [史料]

#### 1.

拝啓 議会モ愈開催ニ相成御多忙奉恐察候、然ハ兼而御下命ノ帝国図書館設立説明書印刷ノ儀本日出来ニ付、不取敢忝部差上申候御聞一覽被成下度、猶五十部丈文部省へ差出置候間、明後日御査収ノ上可然御取計ヒ下候様願上候、此外ニモ御入用ノ御見込有之候ハバ御下命次第直ニ差出可申候、但シ建築図ハ久留方ノ都合ニテ出来不申、平面図ノミ相添候、甚遺憾ニ有之候へ共不得止次第ニ御座候、右奉得貴意候、頓首再拝

十二月廿六日

田中稲城

#### 牧野次官殿閣下

#### 2.

拝啓 愈御清穆可被為在ト奉賀候、然ハ兼而御高配ヲ蒙リ候図書館予算案モ愈両議院ヲ通過候様ニ相成、全ク御尽力ニ由リ候儀ト深奉感謝候、右ニ付図書館官制改正ノ儀モ追々決行相成候事ニ可有之、愚案等起草秘書官手元迄提出致置候故、御都合次第御一覽被成下、可成速ニ御改正ノ御取計被成下候様願上候、

然而館長地位待遇ノ儀ニ付テハ木場氏迄申出置候へ共、爾後可相成ハ直轄諸学校ト同様ノ取扱ニ相成候様致度、御承知ノ通り国立図書館長ハ諸外国ニ於テハ頗ル名誉ノ地位ニ有之、其俸給モ書記官長又ハ局長ノ上俸ハ同様ニ相成居候事ハ過日申上候次第ニ有之、本邦ニテモ只今デコソ小官如キモノ乏キヲ承ケ居候へ共、将来ハ碩学鴻儒ノ占有スベキ地位ト相成可申候へハ、此際拡張の好機会ヲ以テ今少シ名誉ノ地位即学校長同様ノ取扱位ニハ御改正被成下候様奉希望居候。

小官現地位ニ居リ彼是申上候儀ハ甚ダ心苦ク存候へ共、帝国図書館将来ノ為ニハ黙止スルヲ得ザル次第御諒恕被成下度、夫故現在ノ処ハ如何相成候テモ宜敷、一身上ノ事ハ毛頭不申上決心ニ有之、但将来此地位ハ有望ノ地デアルト云フ事ニ官制上御取極メ相成候ハバ、青年有為ノ人ヲ招致シ碩学鴻儒ヲモ優待スル事ヲ得ル様ニ相成可申ト相信シ卑見申出候儀ニ御座候ニ付、可然御取撰奉願候、先ハ右御内願迄如此ニ御座候 頓首再拝

三月廿三日

田中稲城

牧野次官殿閣下

※ 木場貞長——文部省普通学務局長

#### 3.

拝啓 兎角不順ノ気候ニ御座候処愈御機嫌克可被為在ト奉賀候、然ハ図書館位置ノ儀教導

団跡ハ到底六ヶ敷ト申事ニ付、終ニ設計委員会ヲ開キ位地選定ノ事協儀相成候処、第一駿河台小松宮邸、第二現今ノ文部省所在地、第三牛ヶ淵公園（招魂社付属）ノ内ト云フ事ニ決議相成、当局者ニテ夫々交渉ノ末第一第二ハ到底六ヶ敷、第三ハ陸海軍ニ於テ略承諾相成早速試堀、果シテ地盤鞏固ナラバ愈々建築地ニ相定メ候事ニ決シ候趣、昨日久留技師ヨリ承知仕候

右ハ少々狭隘ニ可有之哉ト懸念候へ共、到底他ニ適当ノ地ヲ廉価ニ得候事ハ出来不申候故、先以此辺ニテ我慢致候外ニ致方モ有之間敷ト奉存候、御意見ハ如何ニ御座候哉伺上候、

御出發ハ来廿五日ト承居候処、又来月八日ト申事モ新聞ニ有之、大ニ迷ヒ居申候、其出發前是非相伺候心得ニ御座候、先ハ拝復迄如此ニ御座候

頓首再拜

七月廿二日

田中稲城

牧野公使殿閣下

#### 4.

拝復、過日ハ図書館位地ノ儀ニ付續々御垂示ノ趣敬承仕候、右ハ兼々御持論ノ事ニ有之、小生モ機ヲ得ル毎ニ國家論ヲ提出候へ共、已ニ大臣ト大臣トニテ内閣ニ於テ話合相済居候事ニ有之候故、今更變更致ス事不相成ト当局者ノ説ニ有之、又委員會ニテハ果シテ然ラバ強テ内務ノ意ヲ翻スノ必要ハ無之ト申論多ク、終ニ先般申上候通り決議ノ次第ニ御座候、併再応御下命モ有之候ニ付早速委員会ヲ開キ更ニ協議致度奔走致見候へ共、旅行者モ有之至急ニ相運不申、為ニ御回答モ大ニ遅引申上候次第ニ御座候、付テハ他日更ニ提出ノ考ニハ御座候へ共恐クハ其必要ナシトノ事ニ可相成哉ト懸念仕居候、先ハ拜答迄如此ニ御座候、頓首再拜

七月廿七日

田中稲城

牧野公使殿閣下

追テ御出發前御準備上相当ノ御用モ有之候ハバ、無御遠慮被仰聞度願上置候

#### 5.

肅啓、益御清穆可被為ニ奉恭賀候、昨年御奉別後ハ早速御伺可申上候処、例ノ帝國図書館新築地確定ノ上ニテ御報告申上度大ニ遅引仕候、九段牛ヶ淵ノ地ハ兼テ御意見モ有之、浜尾前大臣モ不同意ニ有之、二重橋外ノ地フト云フ事ニテ宮内省へ照会、多少望アル様子ニ有之久シク相待居候処、浜尾氏ト西園寺氏ト交迭相成、早速新大臣ヨリ総理大臣へ照会致モラヒ候処、二重橋外ハ総テ建物ヲ許サズ宮城ノ異変ニ備置候管トノ事ニテハ全ク望ナキ事ニ相成、付テハ兼テ御尽力相成リシ旧教導団地面中杯拓殖務省新築ニ割当タル地面ヲト云フ事ニテ更ニ内務省へ照会候処、芳川大臣松岡次官至極不同意ニ有之、是ハ大計画有之事ニテ其決定ヲ見ザル内ニ一部ヲ他へ譲渡シハ到底不相成ト申上候事ニ有之、付テハ此上ハ閣議ニ提出愈々此地面ハ内務ノ意見通り相成カ、文部ノ要求ヲ容レルベキ哉ヲ決定シモラヒ処事ヲ第一策トシ、今ノ文部省ヲ他へ移シ（永田町辺ノ不用家屋）其跡ハ図書館ヲ建築スルヲ第二策トシ、此二策トモ失敗スル時ハ己ムヲ得ズ九段牛ヶ淵ト定ムル事ヲ第三策トスル事ニ只今ノ処相運居候次第ニ御座候。

第一策ハ文部大臣非常ノ決心アラザレバ容易ニ成就致申間敷候処、当時大臣病氣ニテ閣議ハ六々出勤セラレズ大森ニ療養中ニ有之痛心此事ニ御座候

第二策モ幸ニ相当ノ不用家屋有之候ハバ宜敷候へ共、相当ノ物ナキ時ハ仮建築又ハ建増ヲ為サザレバ不相成シテ予算ニ関シ候様相成今日ノ財政上殊ニ井上大臣縮少主義ニテハ通過如何可有之哉、是亦懸念至極ノ事ニ御座候、加之グツグズ致候内ニハ井上主義ニテ延期又停止等ノ不幸ニ相成間敷哉、菊地次官等

モ心配ノ事ニ有之、遂ニ已ムヲ得サレバ第三策ノ九段ニデモ致シ速ニ着手セザレバ（最早今日已ニ遅ラタレバ）相成間敷ト決定候次第ニ御座候

小生其ハ初メハ三拾貳万円を基礎トシテ堂々タル建築ヲ設ケ五十年百年後迄ノ規模ヲ計画致居候へ共、今日ノ形勢ニテハ永遠ノ事デモヲ案居リ、彼是ト熟慮ト評議ニ時日ヲ費シ候内ニハ、他ノ目前ノ仕事併モ大仕事ノ為ニ皆金ハ取ラレテ仕舞、文部省ノ如キ漸ク御尽力ニテ得タル繼續費迄ヲモ奪取ラレ候事ニ相成実ニ馬鹿馬鹿シサニ堪ヘザル次第ニ付、此節ハ小生モ前説ヲ変シ三拾貳万円ニテ出来ル丈ノ物ヲ目下建築シ置キ一時ヲ凌キ、他日時節到来図書館建築ノ為ニ百万円以上ノ金デモ出候様相成候時ニハ更ニ好地位ヲトシ大規模ノ建築ヲ起シ候事ニ致シ候方可然カト思ヒ直シ候次第ニ御座候、付テハ此度新築ノ地位モ此上グズグズシテ肝心ノ建築費ヲ取上ケラレ候不幸ヲ見ルヨリ、先以九段辺ニテ折合早速着手候方可然ト存候事ニ御座候、サスレバ他日大建築ヲ起ス機会ヲ得タル時ハ今日ノ九段ノ建築ハ Branch Library ト致スカ又ハ東京市ニ譲リ Town Library ニデモ致シテ可然ト存候、御思召如何ニ御座候哉、先以御機嫌伺且図書館建築ニ付今日迄ノ歴史ヲ申上ケ、且小生意見ヲモ申上候次第ニ御座候、時下千万御自重為邦家奉祈候、頓首再拜

日本 帝國図書館ニテ

三十一年三月五日 田中稲城

伊國羅馬府駐割

日本全權公使牧野伸顯殿閣下

追テ何カ本邦へ御有用之候ハバ無御遠慮御下命被成下度殊ニ図書館入用ノ儀ナラバ幾重モ尽力可仕候

6.

爾啓、其後御揃益御機嫌克可被為在ト奉恭賀

候、然ハ過日ハ一書拜呈図書館位置ノ儀ニ付纏々申上候処、其節ハ此迄諸事因循姑息ニシテ不相運ヲ憤慨スルノ余リ稍過激ノ事申上ケテ定テ御聞吉シカリシ事ト奉察候、然ルニ其後ハ文部ニテモ第二策ヲ執行スルノ論勢劣力アリ、久留技師ヲシテ文部移転ノ費用調査セシメ其上ニテ總理大臣へ打合セ候筈ニ相成リ申候

今日ノ形勢是以テ如何相成候哉難計候へ共、牛ヶ淵ハ省ノ内外反対論多ク到底此案ハ廃滅可致、サラバ他ニ相当ノ場処トシテ只今ノ処目の相立不申、殊ニ文部ノ人物ガ内務等へ相談致シ候ハ恰モ君子ガ賭博師ト対応候有様ニテ、迎モ勝利無之、已ムナクンバ二三年延期セザレバ相成申間敷哉、然ル時ハ議會ヨリアベコベニケンツクデモ食ヒ候様ノ事ハ有之間敷哉心痛此事ニ御座候、若シ延期ノ時ハ只今ノ上野書庫ニ増築不致テハ不相成候処、且亦果シテ議會ノ承諾ヲ得ベキ哉否文部今日ノ情況実可憐ノ至ニ御座候、先ハ其後ノ模様御聞ニ入レ度如此御座候、頓首

三月十五日

稲城敬白

牧野公使殿閣下

7.

恭賀新正

爾來御伺モ不申上候処愈御清適可被為在奉賀候、当地実況特ニ政界ノ波瀾ハ日本新聞紙上ニテ御承知ノ事ト奉存候、就中文部ハ變動甚シク本年中五人ノ大臣ヲ送迎致候次第、諸事進歩不致ハ申迄モ無之、例ノ帝國図書館敷地モ今以テ確定不致実ニ不堪慙愧次第ニ御座候、右モ此度ハ有力大臣御出ニ相成候故、是非確定相願度此迄ノ歴史等委細申上至急ニ好地位ヲ得候様尽力致居候、其内上野公園ナラバ他ノ關係少ク尤モ運ヒ易キ模様ニ有之即朱書（筆者注。便宜上太書及び細線で示す）ノ通りニ道路改正ノ上、美術、図館、ヲ并立

師 大	
博 物 館	

音 楽 学 校	図 書 館	校	術 美	美 術 学 校
		館	書 図	校

セシムルノ案ニ有之候へ共、猶大臣ノ御尽力次第ニテハ例ノ桜田門外近傍ノ地ヲ得ラレ可申哉トモ存居候、乍此上御気附ノ処万御注意被成下度願上候、其内前年度並本年度建築費モ使用不致テハ大蔵ノ方八ヶ間敷、不用ナラバ取上ルト云フ様ナルロ氣ニ付、当時建築材料買入中ニ有之、又技師モ建築調査ノ為メ米國へ派遣致置候次第ニ付、一月頃ニハ帰朝来年度初ヨリハ是非着手致度ト久留技師トモ談合致居申候（下略）

三十一年十二月初 田中稲城  
牧野公使殿閣下

8.

拜復、去七月八日ノ朶雲拜誦仕候、先般ハ壤國へ御転任ノ由爾来愈御佳適可被為在ト奉恭賀候（中略）

帝国図書館建築地ノ儀大ニ御配慮モ有之タル事ニ付、可成中央ノ地ヲト種々尽力致見候へ共、到底微力ニ相叶不申、樺山大臣ノ金剛力ニテモ何トモ難相叶、終ニ前申上候通り上

野ト決定、美術学校ト相並ニテ公園ノ美観ニ致候外無之事ニ相成申候、御帰朝迄ニハ幾分成功ノ跡供御覽度奉存候（下略）

三十二年九月十八日 田中稲城  
牧野公使殿閣下

II 帝国図書館設立ノ議

〔解題〕

これまで紹介した書簡から、まず問題として浮び上がってくるのは、なぜ田中が帝国図書館建設地として日比谷・霞ヶ関近辺に最後まで執着をもちつづけたかということである。上野が本命でなかったことは周知のことであるが、書簡に見られる田中の中心地への執着ぶりは、単に当時の交通事情から便利の地を求めたと云うだけでは説明できず、それが当初に田中が抱いていた帝国図書館設立構想と密接に関連するのではないと思われる。

この点で注目されるのは同じく「牧野家文書」に含まれている「帝国図書館設立ノ議」とその附属資料「東京図書館ノ近状并其拡張」<sup>注(1)</sup>である。

田中は明治23年留学から帰り東京図書館長に就任以来、数篇の図書館に関する意見書を発表している。まず24年1月に第1議会で の民党の「政費節減、民力休養」を掲げての攻勢の余波をうけて僅か8,000円の東京図書館予算が6,300円余に削られようとしたとき、これに抗議し国立図書館充実の必要を説き小冊子として公表した「東京図書館経費節減ニ関スル意見要項」「東京図書館ニ関スル意見要項」、24年7月官制改正に際し田中の抱負を述べた「東京図書館ニ関スル意見要略」などが竹林氏により紹介されている。そして帝国図書館設立が具体化した段階のものとして

注(1) 本稿に収録した2点の他、日清議和直後に書かれたと思われる筆者不明の「一大戦捷紀念図書館」建築の意見書（文部省野紙4枚）が「牧野家文書」中に含まれている。



田中意見書の変遷

年 月	建築位置	他官庁図書合併	国政奉仕	図書館委員 会構想	職員待遇改善	夜間開館
明治 ① 24. 1	×	×	×	×	○	×
② 24. 7	×	×	×	○	×	×
③ 29. 2	○	○	◎	○	○	○
④ 29. 12	○	×	○	×	×	○
⑤ 32年以降	×	○	○	×	×	×

① 「東京図書館経費節減=関スル意見要項」+「東京図書館=関スル意見要項」

② 「東京図書館=関スル意見要略」

③ 「帝国図書館設立ノ議」+「東京図書館ノ近状并其拡張」(A案)

④ 「帝国図書館設立案」(B案)

⑤ 「帝国図書館設立案」(C案)

①⑤は「図書館雑誌」36—7, ②は同36—3所収, ③は「牧野家文書」④は『上野図書館80年季略史』100~109頁

も、本稿で紹介する「牧野家文書」中のもの(A案)のほかに『略史』に収録されている「帝国図書館設立案」(B案)および竹林氏紹介の同題名の資料(C案)がすでに知られている。このほか竹林氏が収集しながら未紹介の資料が同志社大学附属図書館に所蔵されているが、本稿ではA案草稿を同図書館の好意で参照できたにとどまった。

A・B・C3案とも日付はないが、A案は東京図書館野紙10枚に浄書され、明治29年1月下旬から2月中旬の間に成稿を見、A案そのものか、あるいはこれをもとにして、第9議会で外山正一らにより提出された「帝国図書館ヲ設立スルノ建議案」<sup>注(2)</sup>の理由書が作成されたと推測される。

つぎにB案は四六版13頁の活版小冊子で『略史』はこれを第9議会で建議案とともに協賛を得たものとしているが、<sup>注(3)</sup>書翰1および牧野の返書の文言からして、これの作成は29年の末近く、おそらくは第10議会にはじめて提出される建築費・図書館経常費増額についてのPRのため作成されたものと推定できる。

最後のC案は帝国図書館野紙に書かれ文中

の年間貸出冊数65万冊余は31年以降の数字であることから、これが作成されたのは明治32年以降でなければならない。C案には竹林氏の解題によると数個所訂正部分があったとのことであるが、いま現物が行方不明で、帝国図書館官制施行以後に何の目的でC案作成が試みられたのかをいまのところ確めることは<sup>注(4)</sup>できない。

これらの諸案の関係を見て行こう。A案中の「帝国図書館ノ必要」で述べている。(1)1国ノ図書記録ヲ保存スルハ国家ノ責任ナリ、(2)国家が一国ノ出版図書ヲ知認シ且文運ノ進歩方向ヲ測定スルニ必要ナリ、(3)外国ノ知識ヲ取テ国家ノ文明進歩ニ資スルニ必要ナリ、(4)学校外ニ於テ学芸ヲ上達セシムルノ準備ヲ為スニ必要ナリ の4項目は、多少の表現のちがいはあっても24年の意見書から32年以降のC案まで一貫して田中構想の基調となっている。しかしまた、これらの諸案の間には無

注(2)『略史』88頁所収

注(3) 同上100頁

注(4) 故竹林氏収集資料について同志社大学附属図書館に調査を依頼したが、現物が見当たらないとの返答を得た。

視できない重要な相違点が存在する。帝国図書館設立が具体化する明治29年初頭のA案以降それまでなかった重要な主張がつけ加わった。それは国立図書館の国政への寄与とそのため図書館を拡充する必要の強調である。

A案附属資料「東京図書館ノ近状并其拡張」において図書館の利用者が(甲)著訳家・新聞雑誌記者(乙)学生のほかに諸官庁からの調査要求も少なくないのに現状では充分応じられないとして、日清戦争中、大蔵省の普仏戦争時の戦時財政調査、海軍省からの台湾地理調査の際の文献提供要求に十分<sup>注(5)</sup>応じられなかった例、さらに修身教科書問題の際の議会サービスの例をあげ「則諸官庁議院ニ於テモ該館ノ準備不十分ナル時ハ大ニ不便ヲ感スルコトアルヘキナリ」と述べている。

この主張は、ただそれだけならば<sup>注(6)</sup>予算獲得のための時局便乗と見れないこともない。しかしA案本文中に「帝国図書館設立ノ方按」の最初に(1)蔵書ハ行政諸局部ノ図書ト東京図書館蔵書トヲ合スル事、があり「行政各部ノ図書ニシテ各其所要参考ノ性質ヲ有セザル者ハ悉ク之ヲ東京図書館ノ蔵書ニ合シテ」云々の具体的構想をともなっていることに更に注目しなければならない。

それだけでなく附属資料で行政官庁へのサービスを述べている部分で、平常ほとんど東京図書館を無視する諸官庁も、「急迫調査」の場合は内閣記録課(内閣文庫)の50万冊にくらべて「僅ニ拾五万冊ニ過ギズ彼是ノ権衡ヲ得ザル(A案本文)」蔵書しか持たない東京図書館に援を求めてくると述べ、そのあとに「蓋シ行政上参考ノ図書ハ内閣記録課ニ於テ諸官庁ニ供給スルト雖モ其以外ノ者ニ至テハ其求ニ応スル能ハサルナリ、亦同課ノ性質トシテ行政参考書以外諸般ノ図書ヲ備ヘ置ベキ者ニ非ルナリ」と続けている。この部分の文意は必ずしも明瞭ではないが、龍大な図書資

料を抱えていても行政官庁に対してすら十分のサービスのできない内閣文庫のあり方を婉曲に批判し、新たに創られるべき帝国図書館の機能的優位を主張しようとしたものと読めないだろうか。

もしそうであるならば、「行政参考書」を除いて諸行政官庁所蔵の図書を集中し、一般閲覧とともに「諸官庁議院」に対しサービスを行い得る図書館の位置は、政治行政の中心に近いことが絶対に必要となる。そこに牧野宛書簡に見られる田中の用地撰定についての日比谷ヶ関近辺執着の理由を見出すことができるのではない。

だがこの点について他の文教関係者、その他の政府有力者の賛同は殆ど得られなかった。貴族院議員・帝国大学文科大学長で「帝国図書館ヲ設立スルノ建議案」の発議者となった外山正一の29年2月13日の長大な提案演説は、さきに触れた由中意見書中の4項目の線で「帝国図書館ノ必要」を論じたあとに、地方公共図書館拡充の必要を非常に力説しているが、田中構想の柱の一つである国政奉仕<sup>注(7)</sup>諸官庁図書の合併にはついに一言も触れていない。それだけでなく2月18日の日附をもつ外山から田中に宛てられたつぎの書簡中の文言は2人の図書館構想がくい違っていたことを明かに示している。

拝啓、過日は御来訪被下候処、其節御面会致ざりしは残念、実は図書館事業之事に就き種々御協議致度事有之候、帝国図書館之早晚設立せられむ事は疑ひなき所に可有之候得

注(5) 国費ヲ以テ小学校修身教科科学用図書ヲ編纂スルノ建議案。明治29年2月4日貴族院本会議審議可決。

注(6) 住谷雄幸「国立図書館の歩み——図書館の自由は守られて来たか——」(『現代の図書館』7-1, 4頁)

注(7) 外山の提案説明演説は『略史』88-100頁を取録されている。なおこの時期の外山の公共図書館拡充運動については、裏田武夫・小川剛「明治大正期公共図書館研究序説」(『東大教育学部紀要』第8号)169-70頁参照。

共、各地方にも大に図書館を起して我邦人の知識を増進し、且つ万国の事情に通せしむるは実に目下の急務かと被任候に就ては、彼此御相談致度事項有之候故、甚々恐縮其中御都合宜敷節、大学若くは拙宅迄御來車を傾度右得貴意候 拜具

そして第10議會の予算上提にそなえたものと考えられる「帝国図書館設立案(B案)」では国政奉仕の強調はA案より弱められ、行政官庁図書合併構想は姿を消している。

かわってA案では附属資料の末尾に顔をのぞかせていたに過ぎなかった夜間開館の問題が「同館(東京図書館)ハ上野ノ奥ニ僻在シテ來館者ノ不便少カラズ、而シテ此不便ト經費ノ不足トハ十年來夜間ノ開館ヲ為ス能ハズ、昼間ハ勤務ヲ為シ職業ヲ執リ夜間來館シテ研究又ハ調査ヲ為サントスル者ニ在テハ其不自由云フベカラサル者アラン<sup>注(8)</sup>」と位置を中央へ引寄せせる手段として、B案では強調され、書簡2の解題で引用した牧野の予算委員会での発言のなかでも経常費増額の理由として夜間開館実施が語られることになる。

30年度予算は書簡2で見たごとく無事通過した。しかしA案で「図書館員ハ諸学校ニ在テ実ニ教員ノ地位ニ相当シ少クモ其助教授ノ学力ニ相譲ラザル者タラサルベカラザルナリ(中略)且司書ノ待遇ハ総テ文部省直轄諸学校ノ助教授ト同一ナランコトヲ希望」し、館長地位の向上を求めた田中のうったえは殆ど容れられず、明治30年4月勅令110号で公布された「帝国図書館制」では奉任の司書長1

注(8)『略史』107頁、

注(9) A案中の「図書館委員」制度の試案の委員構成に示されるように、田中が帝国図書館を構想するにあたって、独仏型の国立図書館よりも、英米の場合、とくに1897年に本館が落成し、その後十数年の間に立法調査機能が成長して行くなど、発展途上にあつた米國議會図書館を念頭に置いていたように思える。なおこの時期の議會図書館については、鈴木平八郎「アメリカ議會図書館——その National Library としての歩み」(『図書館研究シリーズNo.11』24~25頁参照。

人が加わったほか9人の司書はすべて判任官にとめ置かれた。また図書館そのものの地位向上・発言力増大のために期待をかけ、その具体的構成をA案に示した「図書館委員会」もB案では姿を消し、官制では第8条に「文部大臣ハ館務上ノ須要ニ依リ帝国図書館ニ商議委員会ヲ設クルコトアルヘシ、其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス<sup>注(9)</sup>」と書かれるに止まった。そして中心地を固執した用地確保はたちまち壁につき当たった。当時軍関係施設が漸時よそへ引移りかけていた日比谷霞関一帯は、当局者の理解があれば用地確保はそれほど困難な事情だったとは思われない。しかし書簡4に見たように田中が「国家論」を説いて懸命に頑張っても他官庁は勿論、文部事務当局も取合わず、外山正一・菊池大麓らの設計委員さえ熱意を示さなかった。

文部省が1年間に5人の大臣を送り迎えた明治31年が過ぎ、翌32年前半、田中は薩摩閣の実力者樺山文相に期待して、一方で予算削減の影に脅かされながらも、初志貫徹のため最後の努力を試みている。

31年暮、書簡7の「此度ハ有力大臣御出ニ相成候故、是非確定相願度、此迄ノ歴史等委細申上至急ニ好地位ヲ得候様尽力致居候」の文言にそれが窺われ、一方で予算を使用しないことを大蔵省に責められ、止むをえない場合は上野公園内を考えながらも、「猶大臣尽力次第ニテハ例ノ桜田門外近傍ノ地ヲ得ラレ可申哉トモ存居候」と中心地への希望をすてていない。そしてこの努力は、樺山文相と同郷の牧野の側面援助も当然あったことと思われるが、樺山をかなりまで動かした模様である。

まず30年の第10議會で初年度予算4万円が認められた第1期建築費の総額が田中のプランを縮減して32万円と予定されていたのを「追テ帝国議會へ要求ノ積ヲ以テ総工事費ヲ

四拾五万百貳參円拾四銭ヲ目途トシテ建築ニ着手ノ議三十二年六月五日時ノ文相樺山伯ノ裁決ヲ得タリ(帝國図書館建築設計ノ沿革誌)」と一步前進を示した。

また竹林氏が紹介した「帝國図書館設立案」(C案)が32年以降にB案に手を加えたものであり、A案からB案の過程で落された「行政部ノ蔵書ヲ統一スベシ」の主張がC案で復活しているのも樺山文相を迎えての田中の積極的働きかけの一端をなすものかも知れない。

しかしこの努力も遂に実らなかつた。4ヵ月後の32年9月18日の書簡8は「樺山大臣ノ金剛力ニテモ何トモ難相叶、終ニ前申上候通り上野ト決定」し、国政奉仕機能をふくめ田中が夢を托した「帝國図書館」は「公園ノ美觀ニ致候外無之」なつたと失意を牧野に書送らなければならぬものになつた。さらに建築計画も、翌33年6月には樺山文相自身が前年の決裁を翻えて総工費32万円にもどしてしまい、着工途中で坪数削減の止むなきに至つた。

そして書簡5で田中が危惧したとおり、建築は第1期のみで中断され、建物も機能も当初の田中の構想に全く反したものになり終つた。

以上、田中稲城の当初の帝國図書館設立構想が極めて野心的なものであり、執着をみせた用地確保問題も、構想実現の必須の前提であつたこと、しかし政府部内は勿論、図書館に比較的関心をもつ文教関係者の支持すら殆ど得られず、挫折を余儀なくされた過程を、「牧野家文書」所収史料によって追つて見た。

この挫折には日清戦後経営の行きずまりと云う財政事情が主要因をなすと考えられるが、田中の提示したような図書館構想を必要としなかつた明治国家の政治構造との関係が日本近代図書館史研究に興味ある問題として残されると云えよう。

[史料]

◎帝國図書館設立ノ議

目次

帝國図書館ノ性質

本邦各図書館ノ現状

帝國図書館ノ必要

- (1)一國ノ図書記録ヲ保存スルハ國家ノ責任ナリ
- (2)國家ガ一國ノ出版圖書ヲ知認シ且文進ノ進度方向ヲ測定スルニ必要ナリ
- (3)外國ノ知識ヲ取テ國家ノ文明進歩ニ資スルニ必要ナリ
- (4)學校外ニ於テ学芸ヲ上達セシムルノ準備ヲ為スニ必要ナリ

帝國図書館設立ノ方按

- (1)蔵書ハ行政部局ノ圖書ト東京図書館蔵書トヲ合スル事
- (2)經費凡貳万円
- (3)府内中央ノ地ニ於テ新築ヲ起ス事
- (4)委員ノ組織
- (5)官制

帝國図書館ノ性質

図書館ノ種類多シト雖モ一國ニ於テ必ス一ノ設ナルベカラザル者ヲ帝國図書館トス、帝國図書館トハ、(第一)一國古今ノ図書記録ヲ蒐集シ兼テ広ク有用ナル外國ノ圖書ヲモ蒐集シ、(第二)該図書記録ヲ整頓陳列シ全國人民ガ學術芸技ノ研究ニ便シ、(第三)該図書記録ハ後世ニ保存シ永ク國民ヲシテ前代ノ文化事歴ヲ徵スルノ用ト為サシムル事ヲ期シ、其規模タル宏大其目的タル高尚該博、之ヲ維持スルニ國稅ヲ以テスル者ナリ、而シテ各國々体ノ異同ニヨリ或ハ國立図書館ト稱シ或ハ王国図書館ト稱スト雖モ、其實質ニ於テ異同アルニ非ズ、即チ英國ノ英國博物館圖書部、ブリタニシユニユーシヤムライブラリー仏國ノ國立図書館、ビブリオテックナショナル普國ノ王国図書館、ケニグリツヒビブリオテックライプツィーフフォングレス、ライプツィーフフォングレス米國ノ議院図書館、名ハ議院図書館ナリト雖モ其ハ國立図書館ニシテ上

下院ハ各々別ニノ如キ皆是ナリ  
其文庫ヲ有ス

### 本邦各図書館ノ現状

今本邦ニ於テハ東京図書館アリ、内閣記録課文庫アリ、帝国大学図書館アリ、内務省書庫アリ、帝国博物館書庫アリ共ニ国税ヲ以テ維持スル所ニ係ルト雖モ皆各其特質ヲ有ス、蓋シ内閣文庫ハ行政上ノ参考ニ必要ナル図書ヲ蒐集スルヲ主トシ一般公衆ノ閲覧ヲ許サズ、大学図書館ハ該大学ノ教員及学生ノ参考ニ供スベキ図書ノミヲ儲蔵スル所、内務省書庫ハ出版条例ニ依リ納本シタル者一部ヲ保存スル所ニシテ共ニ公開セザルナリ、而シテ博物館書庫ハ宮内省ニ屬シ亦一般土民ノ使用ヲ許サズ、獨リ東京図書館ハ一部ノ図書ヲ蔵シ一部ノ人ヲシテ使用セシムル者ニ非ズシテ、廣ク古今内外ノ圖書記録(官庁記録ヲ除ク)ヲ蒐集シ普ク全国人民ノ閲覧ニ供スル為メニ設置セラレタル所ニシテ、所謂帝国図書館タルノ資格ニ於テ欠ル所ナク且其利用モ亦甚タ多シトス蔵書數152,221冊アリ、28年中貸付圖書數424,537冊ヲ以テ之ニ配當スレバ1冊ニ付平均2回7分強繰閱セラレタル割合ナリ、又28年中貸付圖書ノ總數ヲ以テ該館28年度政府支出金ニ配當スレバ1冊繰閱ノ毎凡金老錢八厘ト為ルノ割合ナリ但其規模稍小ニシテ經費未タ裕ナラズ蔵書未タ多カラズ建築モ亦牢固ナラズ、加フルニ上野ニ僻在シ未タ以テ帝国図書館ト誇稱スルノ面目ヲ全フスルニ至ラザルナリ

### 帝国図書館ノ必要

帝国図書館ヲ必要トスルノ理由多シト雖モ要四項ニ帰ス、夫レ一國圖書記録ノ蒐集保存ヲ図ルハ國民全体ノ務ムベキ所タリト雖モ一定ノ責任者ナキヲ以テ政府ニ於テ其事業ヲ担任セザルベカラズ、若シ然ラザル時ハ人々一定ノ責ナキカ故ニ貴重ノ圖書有用ノ記録モ漸次散逸シテ終ニ湮滅スルニ至ルベシ、而シテ一たび散逸湮滅シタルモノハ他年如何ニ金力ヲ糜シ如何ニ智力ヲ尽スモ再ビ之ヲ得ベカラズ、是ヲ以テ歐米諸國ニ於テハ所謂帝国図書館ヲ設ケテ蒐集保存ノ事ニ汲々タラザルモノナシ、彼國史料ノ整備シ國史ノ完全ナルハ職

トシテ之ニ由ルナリ、若シ本邦ニ於テモ夙ニ此蒐集保存ノ法宜キヲ得ハ豈今日ノ如ク必要ナル史料ニ窮乏スルノ歎ヲ發スルニ至ランヤ、特ニ惜ムベキハ古來貴重ノ圖書ニシテ近時往々海外ニ散逸シ本邦ニ於テ其痕跡ヲ見ザルモノアリ實ニ遺憾ノ至リト謂ウベシ、左レバ今ニ及テ前失ニ懲リ務テ帝国図書館ノ基礎ヲ鞏固ニシ蒐集保存ノ法ヲ確定セズンバ、維新以來古今未曾有ノ變革進歩ト雖モ後世或ハ其全貌ヲ見ルコト能ハザルニ至ランモ知ルベカラズ、是レ帝国図書館ノ設置ヲ必要トスル所以ノ一ナリ

新刊ニ係ル圖書ハ必ス之ヲ政府ニ納メ政府ハ又必ス其一部ヲ帝国図書館ニ付スルハ諸國ノ制皆然ラザルナシ、是レ政府ハ一國ノ出版ヲ監視スルト同時ニ一國ノ新刊書ヲ挙テ之ヲ一所ニ集メ以テ國民學術技芸ノ研究ニ資セント欲スレバナリ、本邦維新以降學芸ノ變遷進化ハ古來未タ嘗テ其比ヲ見ザル所ニシテ殊ニ近日著書ノ多キ印行ノ盛ナル實ニ驚クベキモノアリ、是時ニ當リ一大図書館ヲ設ケテ此許多ノ圖書ヲ整頓陳列シ國民ヲシテ国内刊行ノ圖書ハ一葉片紙モ閲覧スルヲ得ザルノ憾ナカラシメ、併セテ文運ノ進展及ヒ方向ヲ測定スルノ具ト為スハ亦國家須要ノ務タリ、是レ帝国図書館ノ設置ヲ必要トスル所以ノ二ナリ

歐米諸國ニ於テハ獨リ自國ノ圖書ヲ網羅スルノミナラズ亦有用ナル外國ノ圖書ヲモ蒐集シ以テ其開明進歩ノ資ト為サザルモノナシ、蓋シ外國多數ノ圖書殊ニ其高価ナルモノ或ハ浩瀚ナルモノニ至テハ固リ各人ノ能ク自ラ弁スル所ニ非レバ一國ノ政府ニ於テ其準備ヲ為サザルトキハ其國民ハ日々進歩スル世界ノ事情ニ通セズシテ文明ノ潮勢ニ伴フコト能ハザルニ至ルベシ、況ヤ本邦今日ノ如ク廣ク智識ヲ世界ニ求め其制度文物ヲ採取スルニ汲々タルノ時ニ於テオヤ、是レ帝国図書館ノ設置ヲ必要トスル所以ノ三ナリ

蓋シ帝国図書館ハ其国民ノ一大学校トモ云フベキモノニシテ内外古今ノ図書記録ヲ陳列整頓シ学科トシテ設ケザルハナク何人ヲ論ゼズ来学スルコトヲ得ベキモノナリ、就中学校外ニ於テ学芸ノ蘊奥ヲ究メントスル者ニ在テハ最モ此種ノ図書館ヲ必要トスルナリ、而シテ其結果タル或ハ学者ノ著述ト為リ、或ハ実地ノ事業ト為リ、政治ニ法律ニ學術技芸ニ百般ノ形ヲ以テ現出シ直接ニ間接ニ国民福ヲ進捗スルニ非ルモノナシ、然リ而シテ此ノ如キ事業ハ營利的ノ能ク為ス所ニ非ズ又其資金モ私人ノ能ク弁スル所ニ非ザルナリ、是レ帝国図書館ノ設置ヲ必要トスル所以ノ四ナリ

世ノ目前ノ事ニ汲々タルモノ或ハ帝国図書館ノ設立ヲ以テ不急ノ事業ト速スルモノアラン、然レドモ所謂蒐集保存ノ事タル決シテ朝ニ企テテ夕ニ弁スベキモノニ非レバ、苟モ国家必要ノモノタル以上ハ假令目下ノ急ヲ見ザルモ確乎其目的ヲ定メテ終始變スルコトナク大成ヲ期スルニ歲月ヲ以テセザルベカラザルナリ、然ラザレバ他日其必要アルニ臨テ周章狼狽百年ノ業ヲ一時ニ成サントスルモ俄ニ其功用ヲ見ルベカラザルノミナラズ其勞費實ニ測ルベカラザルナリ、豈独リ勞費ノミナラン當時国家ニ無上ノ必要アルモノニシテ如何ナル金力ト智力トヲ以テスルモ己ニ散逸湮滅シテ再ビ得ベカラザルモノアルベシ、而ルニ今

瑣少ノ金ヲ吝ミ此有用ノ事業ヲ廢棄スルコトアラバ天下後世之ヲ何トカ謂ハン

### 帝国図書館設立ノ方案

帝国図書館ノ国家ニ必要ナル此ノ如ク而シテ本邦図書館ノ現状亦前述スル如シ、則帝国図書館ノ設立豈一日ヲ緩ウスベケンヤ仍テ試ニ其設立ノ方案ヲ具陳スルコト左ノ如シ

#### 第一 帝国図書館ノ蔵書ハ行政諸局部

ノ図書ト東京図書館蔵書トヲ合スル事夫レ行政諸局部ノ書庫ハ宜ク各其行政上所要ノ参考書ノミヲ備フベキ者ナリ、然ルニ往々其他ノ図書ヲモ蒐集シ其數モ亦少カラズ現ニ内閣記録課ノ蔵書ハ五拾四余万アリト云フ是皆一般公衆ハ固リ就テ之ヲ閱覽スルヲ得ザルモノナリ、蓋シ五拾四万冊ハ悉ク行政上参考ニ必要ナル者ナラン、然レドモ東京図書館ノ蔵書(即チ一般公衆ノ閱覽ニ供シ帝国図書館ノ蔵書トモ稱スベキ者)ハ僅ニ拾五万ニ過キズ彼是ノ權衡ヲ得ザル丈ニ世ノ論議ヲ招カンコトヲ恐ル、就テ此等行政各部ノ図書ニシテ各其所要参考書ノ性質ヲ有セザル者ハ悉ク之ヲ東京図書館ノ蔵書ニ合シテ更ニ帝国図書館ノ名ヲ以テ完備ノ一大図書館ヲ設立センコトヲ希望ス

#### 第二 經費凡貳万円

經費ノ事ハ今其精密ノ方案ヲ具スル能ハズト雖モ一ケ年凡貳万円ト定メラレンコトヲ希望

	經 費		歳 入		經費ト歳入トノ比例	歳出100円ニ對スル各図書館經費
	原 貨	日 本 貨	原 貨	日 本 貨		
英 国 博 物 館 図 書 館	40,000 磅	400,000 円	87,732,855 磅	877,328,550 円	2,193分1	0.0456 毛
仏 国 々 々 図 書 館	787,300 法	314,920 円	3,258,171,024 法	1,303,268,409 円	4,105分1	0.0243 毛
李 国 王 立 図 書 館	413,624 麻	206,812 円	1,591,613,142 麻	795,806,571 円	3,848分1	0.0260 毛
白 耳 義 国 王 立 図 書 館	179,100 法	71,640 円	402,168,000 法	160,867,200 円	2,245分1	0.0445 毛
参 照 日 本		8,000 円		80,000,000 円	10,000分1	0.0100 毛

備考本表ノ經費并歳入ハ觀覽ニ便スル為メ1磅ヲ10円1法ヲ40銭1麻ヲ50銭ノ割合ヲ以テ日本貨幣ニ換算セリ

ス、試ニ文明国ノ国立図書館ノ費用ヲ見ルニ左表ノ如シ

即チ多キハ歳入ノ二千分一強ニシテ少キモ四十分一弱ニ下ラズ米國ノ如キ精密ノ費用ヲ知ル能ハスト雖モ近日五百万弗ヲ出シテ其図書館ヲ新築スルノ拳アルヲ見レハ亦其經費ヲ出スニ吝ナラザルコト推知スルニ難アラザルベシ

今本邦ノ国庫歳入ヲ八千万円トスレハ帝國図書館ノ經費ハ宜シク四万円ヨリ多カラズ貳万円ヨリ少カラザルベキノ割合トス、乃チ帝國図書館一年ノ經費ヲ以テ二万円ト定ムルハ過当ニアラズト信ズ、而シテ東京図書館經費全部ト内閣記録課經費ノ幾部ヲ以テ該經費ニ当レバ亦大凡此額ヲ得ベシ、若シ猶足ラザル時ハ政府ニ於テ別ニ幾分ノ支出アランコトヲ希望ス

### 第三 府下中央ノ地ニ図書館ヲ新築スル事

凡図書館ノ地位ヲ相スルハ第一火災ノ予防ニ着目スベキハ勿論ナリト雖モ亦尤モ其便利如何ヲ考察セザルベカラズ、然ラザレバ其ラシテ十分ノ利用アラシムルコト能ハザルナリ、是レ欧米諸國ノ図書館ハ大槩都府ノ中央ニ在リテ府中ノ一壯觀タラザルナキ所以ナリ、就テ帝國図書館ハ府下中央ノ地ヲ相シ堅牢ノ建築ヲ起シ数年ヲ期シテ成功セシムルコトヲ希望ス

### 第四 図書館委員ノ組織

夫レ帝國図書館ハ国家ノ一宝库ニシテ其貴重ノ図書記録ノ保存ヲ鄭重ニセザルベカラザルハ勿論新ニ蒐集スベキモノハ尤モ其選択ヲ慎重マザルベカラズ、蓋シ如何ニ該博精深ナリト雖モ一人ニシテ百般ノ図書記録ヲ選択スルコト甚タ難シト爲ス、サレバ欧米諸國ニ於テハ特ニ図書館委員ナルモノヲ設ケ或ハ内閣員或ハ国会議員又ハ官民間ノ学識アル者ヲ以テ之ニ任シ図書館ノ重事ハ皆其協議評決ヲ要スル

		20人在官委員
		カンタベリ大僧正、大法官兼上院議長 下院議長、枢密院議長、大藏總裁例多クハ総理大臣ノ兼職、内大臣、侍從長、倫敦僧正、海軍大臣、外務、殖民陸軍、印度諸省大臣、宮内大臣、大藏大臣、
英国博物館	41人	ロードテーフ、ヂャスチス・オフ・イングランド、ロードテーフ、ヂャスチス・オフ・コモンプリーズ、マスター・オフ・ロウリス、 檢事長ソリッター、ゼネラル（一種ノ檢事長） 皇立協會長 医学院長 6人 氏族委員 15人 被選舉委員
独国王立図書館	6人	1人 議長 皇帝ノ勅命ニ係ル 1人 図書館総長 4人 学識アル者
仏国国立図書館	5人	1人 図書館総長 4人 同館ノ部長
米国議院図書館	6人	3人 上院議員 3人 下院議員

コト、セリ、但其制ニ異同アリ故ニ帝國図書館ニ於テモ将来官民間ノ名望アルモノヲ挙テ委員ト爲シ、大事ハ其評議ヲ經テ図書館長之ヲ執行シ小事ハ館長自ラ処理スルノ制ヲ設ケラレ其条例綱領ハ大凡左ノ如クナランコトヲ希望ス

### 第一委員ノ組織

委員長一人 大学総長其他学識名望アル人

委員五人或ハ六人 半数ハ在官及貴族院議員 半数ハ衆議院議員又ハ在野ノ学識アル者

第二委員ハ文部大臣ニ属シ内ハ本館ノ利益ヲ保護シ外ハ其利用ヲ普及發達セシムルノ機關タルコト

第三委員ハ委員長ノ召集ニ応シ本館重要ノ事件ヲ評決スルコト其目凡左ノ如シ  
經費予算ノ事、土地家屋ノ事、目錄編纂法ノ事、圖書選択購入ノ事、重要ノ規則ヲ定ムルコト、第2項ノ目的ニ応ズベキ事業ヲ經營創始スル事

### 第五 官制

図書記録ヲ蒐集シテ國民ニ十分ノ利用ヲ爲サ

シメントスルニハ尤モ其管理法ニ注意セザル  
ベカラズ、殊ニ目錄編纂ノ得失ハ閲覧者ノ便  
否ニ関スルコト甚タ大ナリトス、蓋シ図書館  
管理法ハ一種ノ専門ニ屬シ凡目錄編纂ヨリ図  
書撰択整頓出納ニ至ルマテ皆各其法アリ就中  
近時ノ目錄編纂法ハ大ニ進歩シ學術經驗アル  
者ニ非レバ担任スル能ハズ、且諸外国書ノ取  
扱ニハ各其重ナル国語ニ通スルノ学者ヲ要  
ス、故ニ図書館員ハ諸学校ニ在テ実ニ教員ノ  
地位ニ相当シ少クモ其助教ノ学力ニ相讓ラ  
ザル者タラザルベカラザルナリ、就テハ帝国  
図書館官制ハ従来ノ東京図書館官制ヲ増補シ  
館長ノ地位ヲ進メ特ニ奏任ノ副館長ヲ置キ目  
録編纂ノ事ヲ主裁セシメ、且司書ノ待遇ハ總  
テ文部省直轄諸学校ノ助教ト同一ナランコ  
トヲ希望ス

### ◎東京図書館ノ近状并其擴張

国立図書館ノ一國ニ必要欠クベカラズシテ其  
設備ヲ為スハ國家ノ責任タルコト并ニ東京図  
書館ヲ擴張シテ日本帝國図書館ヲ設立スベキ  
ノ議ハ別紙ニ縷陳セル如シ、  
今東京図書館ノ近状ヲ略陳スレバ、昨式拾八  
年ノ貸付図書總數ハ四十二万四千五百三十七  
冊ニシテ之ヲ以テ藏書數拾五万二千二百二十一  
冊ニ配当スレバ一冊ニ付平均二回七分強  
閱セラルタル割合ニシテ、世間公私多數ノ藏  
書ノ多クハ架上ノ塵埃堆裏ニ埋没セラルル者  
ニ比スレバ世益ヲ致スコト同日ノ論ニ非ズ、  
又貸付圖書數ヲ以テ政府支出金ニ配当スレバ  
一冊閱ルノ価凡金壹錢八厘ト為ルノ割合ト  
ス、其書冊中ニハ高価ノ者アリ浩瀚ノ者アリ  
一箇人ノ容易ニ得ル能ハザル者アルニ拘ハラ  
ズ何人ニモ之ヲ閲覧スルノ便ヲ得セシムルノ  
ミナラズ其費用ハ僅ニ此平均額ニ相当スルハ、  
瑣少ノ金ヲ以テ偉大ノ利益ヲ社会ニ与フル  
者ニシテ図書館ハ經濟家ノ所謂利用最多ノ  
原則ニ合スル適例ト謂フベク、世人亦  
其媒介ニ非レバ決シテ此便益ヲ得ル能ハザル

ナリ

更ニ其狀況ヲ説明スレバ、今日ノ来館者ハ大  
別シテ甲乙ノ二種ト為スヲ得ベシ、甲ハ著訳  
家、新聞、雑誌記者等ニシテ乙ハ学生々徒ト  
ス、抑近時本邦文運ノ進歩ハ實ニ非常ノ者ニ  
シテ之ヲ十年前ニ比スルニ殆ト隔世ノ想アリ  
是機運ノ然ラシムル所ト雖モ亦彼甲種ノ人ノ  
力ニ由ラスンバアラズ、而シテ東京図書館ハ  
常ニ彼等ニ其材料ヲ供給シ其参考ニ資セシコ  
ト前後少シトセズ則該館が國家ノ文運ヲ進涉  
セシムルニ於テ大ニ効用アリシコト亦固リ言  
ヲ待タザルナリ、サレバ該館ノ一伸一縮ハ独  
リ此等ノ人々ノ便否如何ニ関スルノミナラズ  
将来文運ノ盛衰ニ影響スルコト容易ナラザル  
ヲ知ルベキナリ、又乙種ノ人即学生々徒ノ該  
館ニ来リ各其専門ノ学科ヲ研究スル者亦少カ  
ラズ特ニ法律学生及医学生ヲ最モ多シトス蓋  
シ其幾分ハ学校外ニ於テ独學研究ヲ為ス者之  
アルベク、亦其多クハ学校ニ於テト通りノ  
卒業ヲ為スモ未タ決シテ其學問ノ蘊奧ヲ窺フ  
能ハズ少クモ学校卒業ノミニテハ公認試験ニ  
応シテ及第スル能ハザルカ是彼等カ該館ニ来  
リテ研究ヲ積マザルベカラザル所以ナラン、  
去レハ東京図書館ハ学校教育ノ及ハザル所ニ  
到リ学校教育ノ足ラザル所ヲ補ヒ今日人材教  
育上ニ於テ亦必須ノ機關タルヲ見ルベキナ  
リ

右ノ外ニ於テ文部省ヲ始メ諸官庁ノ用ニ供ス  
ル圖書モ亦頗ル多シ、平常ハ殆ト該館ヲ無視  
スル諸官庁ニテモ急迫調査ヲ要スル者アルニ  
當テハ該館ニ来テ援ヲ請フ者往々之アリ、蓋  
シ行政上参考ノ図書ハ内閣記録課ニ於テ諸官  
庁ニ供給スルト雖モ其以外ノ者ニ至テハ其求  
ニ応スル能ハサルナリ、亦同課ノ性質トシテ  
行政参考書以外諸般ノ図書ヲ備ヘ置ベキ者ニ  
非ルナリ、現ニ近頃國家ノ一大要務ニ関シ該  
館ヨリ普通ノ行政参考書ニ非ル圖書數部ヲ供  
給シタルコトアリ、又過日貴族院ノ建議ニ上



リタル小学修身教科書ノ事ニ関シテモ該館ヨリ多少ノ図書ヲ其参考用ニ供シタリ、此等ノ図書ヲ一所ニ陳列シテ何時モ閲覧ノ便ヲ得セシムル者東京図書館ヲ除テ他ニ之ヲ求ムベカラザルナリ、然ラバ則諸官庁議院ニ於テモ該館ノ準備不十分ナル時ハ大ニ不便ヲ感スルコトアルベキナリ、一昨年征清ノ役起リテ以来世人支那朝鮮ノ地理人情等ニ関シ調査ヲ為サントスル者少カラザリシガ、幸ニ該館ニ於テハ其以前ヨリ二国ノ事情ニ関スル図書ヲ蒐集シ置キタルヲ以テ縦シ海陸軍秘密ノ用ト為ラザルモ一時大ニ時好ニ投シ一般公衆ノ望ニ副フタリシト信ズ

又世人此戦争ノ進行及結果ニ付テ歐洲ノ先例ヲ参考セント欲シ殊ニ償金ノ使途戦後ノ経済等ニ関シ幸仏戦後ノ実例ヲ調査セントスル者頗ル多カリキ、然ルニ此等ノ事ハ当時ノ出版ニ係ル外國ノ図書、新聞、雑誌等ニ由ラサレバ其詳細ヲ尽ス能ハズシテ容易ニ世間ニ於テ之ヲ得ベカラザルヲ以テ図書館ニ來ルニ非レバ其渴望ヲ医スル能ハザリシナリ、尤モ東京図書館ハ当時今日ヨリモ猶微々タル者ニシテ幸仏戦争ニ関スル図書類ヲ網羅スル能ハザリシト雖モ幸ニ該館ハ已ニ存在セシヲ以テ当時ニ非レバ得難カリシ書類ノ幾分ヲ蒐集シテ今日多少世人一般ノ望ヲ充タスコトヲ得タルハ不幸中ノ幸ト謂フベシ、抑々前章ニ於テ該館ガ国家ノ要務ニ関シテ図書ヲ貸付シタリト云<sup>\*</sup>ビシモ亦戦争ノ結局ニ際シテ其参考ニ資シタルナリ、如何ナル図書ガ何時必要ナルカハ予メ知ルベカラザルヲ以テ平常ニ於テ其準備ヲ十分ニセザル時ハ一旦必要アルニ当テ咄嗟ニ其用ヲ弁スル能ハザルノミナラズ、如何ナル不自由ヲ感シ如何ナル損害ヲ受クルモ如何トモスル能ハザルコトアルベキナリ、亦以テ図書館ヲ不急售シテ打捨置クベカラザルヲ見ルベキナリ

此ノ如ク図書館ノ利益益々多クシテ其擴張益々急ナリ、現ニ東京図書館ノ閲覧人員一日平

均二百人ニ出入シ其多キ時ハ殆ト三百人ニ達セシコトアルモ閲覧室甚タ狹隘ニシテ一時ニ二百五六十人ヲ容ル、能ハズ多数ノ來館者ヲシテ空ク立掃ラシムルコトアリ、且書庫モ狹隘ニシテ今一、二年ヲ経レバ増加書ヲ容ル、ノ余地ナキニ至ラントス、之レガ為ニ清国ニ於テ鹵獲シタル戦利品図書モ未タ整頓陳列シテ公衆ノ閲覧ニ供スルノ運ニ至ラザルナリ、加之該館ハ上野ノ奥ニ僻ニシテ來館者ノ不<sup>レ</sup>少カラズ此不<sup>レ</sup>便ト經費ノ不足トハ拾年来夜間ノ開館ヲ為ス能ハザルナリ、仍テ此際府下中央便宜ノ地ニ堅牢ナル建築ヲ起シ東京図書館ヲ移シ其規模ヲ拡張シテ以テ帝国図書館ト為シ其効用ヲシテ益々顯著ナラシメント希望ニ堪ハザル所ナリ

日清戦争ノ初大蔵省ニテ準備財政ノ為ニ幸仏戦時ノ財政ヲ調査スルニ當リ東京図書館ノ図書ヲ求メタル共悉ク其望ヲ充タス能ハザリキ、又海軍省ニテモ黄海ノ戦以前ハ台湾ヲ衝ク積リニテ同地ノ地理ヲ調査シ本館ニ材料ヲ求メタル共是亦十分ノ参考書ヲ供スル得ハザリキ、両省ニテハ大ニ不自由ヲ感シタルコトナラン、亦以テ平常ニ於テ図書ノ準備ヲ十分ニセザル時ハ不便ヲ感ズルノ一端ヲ見ルベシ

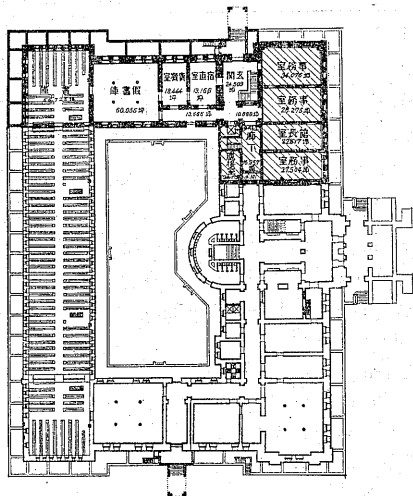
注 この附属資料は東京図書館野紙5枚に書かれたものであるが、末尾の「日清戦争ノ初メ大蔵省……」以下は、原文では、※印を附した位置よりあとの欄外に朱字で書きこまれている。なお史料中細字部分の数字はアラビア数字に直した。

〔附記〕 本稿作成にあたり、故竹林熊彦氏収集資料参照のため同志社大学附属図書館服部準一・堀川宏氏に多大の協力をいただいた。なを同資料中には帝国図書館に関する史料がかなりある模様なので、他日参照し本稿の不備を補いたいと思う。(ありいずみ・さだお：参考書誌部法律政治課主査)



田中 稲城

圖 画 平 階 一



帝國図書館設計図（太線部分が第1期工事、斜線部分は昭和5年増築分）

レファレンス事例 1

村史編集のため、武蔵上野二国の織物業綿貫目改所設置にともなう天明元年六月の百姓一揆に関する文献について。（群馬県甘楽郡）

〔回答〕

天明元年の貫目改所設置反対の百姓一揆に関する記述のある文献は後記のごとく数点ありますが、いずれにも白倉村伊三郎の消息にはふれていません。その点では『富岡市史』にとられている資料が最もくわしいものようです。

なお林基著『百姓一揆の伝統』（昭和30）の巻末の参考文献によると、この一揆に関する文献に、川越市立図書館蔵『武上騒動記』なる写本があり、埼玉大学歴史学研究会の手によって昭和27年に謄写印刷で出版されたことがわかりました。しかし当館ではそのいずれも所蔵せず、ご調査の件について、どの程度の記述がなされているものか確認できませ

ん。一読なさるだけの価値はあると思われる。

貫目改所設置反対の一揆についての記述のある文献は、つぎのとおりです。丸カッコ内は当館の請求記号です。

武上騒動記 徳川実紀第10篇〔国史大系第47巻所収〕 (210.08—Ko548—K)

後見草 〔燕石十種第1巻所収〕 (081.5—E83—1)

桐生織物業史 上巻 (586.42—Ki256k)

以上のほか、群馬県史 多野郡史、富岡市史はすでにご存知のとおりです。

なお、このお問合せのために、本庄栄治郎『日本経済史 第1—6文獻』、高木利太『家蔵日本地誌目録』その他をも調べました。